

学校経営方針

【校訓】 協力・自律・敬愛

【教育目標】 自立 ～自ら考え、ともに学び、高めあう生徒の育成～

【めざす生徒像】

- ・自ら考え、行動する生徒
- ・自分も他者も大切にしている生徒
- ・課題に対して粘り強く取り組む生徒

I. 令和6年度学校経営にあたっての基本方針 下記の3つの柱を学校経営の基本方針とする。

- ・確かな学びと自立の心をはぐくむ教育の充実(学ぶ喜びのある学校)
- ・子どもの人権を尊重した教育の推進(笑顔あふれる学校)
- ・倫理観、規範意識の向上(信頼される学校)

II. 本年度の重点目標

枚方市教育委員会「令和6年度学校園の管理運営に関する指針」を踏まえた教育活動の展開として

1. 学力向上委員会や教科会の各組織、また、学力向上担当者及び教科代表を中心として、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「自立」を促す「指示」「確認」「ほめる」を通して、対話で学びを広げ、振り返りで深める学びの実現にむけた更なる授業改善と家庭学習の定着に向けての取り組みを推進する。
2. 学習指導要領に基づき「個別最適な学び」と「協働的な学び」等に向けた授業の展開、自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用と教員のICTの活用力及び指導力の向上をめざす。
3. 研究授業・公開授業の実施や生徒アンケート実施等において外部有識者、地域人材、小学校や幼稚園等の就学前施設とも連携し、教員の授業・学級(学年)経営・生徒指導等の指導力の更なる向上を目指す。
4. 集団活動に自主的、実践的に取り組み、学級において互いのよさを認め、集団や自己の生活上の課題を解決する資質・能力を育成する。
5. すべての子どもが「いじめをしない」態度や能力の育成をめざす。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安を早期に克服できる取り組みの充実をめざす。
6. タブレット端末などICTを活用した学習を充実させ、クラスルームの充実した活用やオンライン授業等を実施し、安全安心な学習保障及び、「個別最適な学び」ができるよう進めていく。情報活用能力(情報リテラシー)を育成するとともに生徒の情報モラルの育成にも努める。
7. 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図る。
8. 学校教育と生涯学習とをつなぎ、社会と関わる機会、文化・スポーツなどの体験活動の充実、持続可能な開発目標(SDGs)の探求の実施により、未来への可能性を最大限に伸ばす学習環境づくりに努める。
9. 学校司書・司書教諭の専門性を活用し、読書センター機能の充実と学校図書館の効果的な活用と朝読書、ピリオバトル等、読書活動の推進と実施。
10. 教育活動全体を通じ道徳教育を推進し、指導法や評価のあり方についての研究をさらに深める。
11. すべての生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた、支援教育の充実と障害のある生徒や配慮を要する生徒に対するタブレット等の効果的な活用による支援。個々に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用等による個別最適化された学びの実現。
12. 「部落差別の解消の推進に関する法律」を始め人権課題に関する法律を踏まえた教職員の豊かな人権意識・感覚の醸成及び人権尊重の視点に立った人権教育の取組充実。
13. 評価の妥当性と信頼性を図る。
14. 教職員の資質向上と服務規律の遵守
15. 学校の組織としてのあり方や業務の改善と、教職員の心身の健康を保持する取り組みを進め、様々な教育課題や緊急的な事案に対し教職員が一体となり、迅速且つ適切に対応できる仕組みの構築をめざす。職場環境の是正、校務や行事の精査・精選による業務改善に努める。
16. 社会に開かれた教育課程の実現、保護者と双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実。

Ⅲ. 本年度の具体目標

(1) 学習指導の充実 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的で対話的で深い学びの実現

①授業づくり

- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata授業スタンダード」を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現。
- ・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かす。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観等のシステムづくりに努める。
- ・生徒がSDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取り組みを行うことができるよう、教科等横断的に課題発見とその解決能力を育成できるよう取り組む。
- ・成果や課題、課題解決のための学校の取組について、地域、保護者等に積極的に公表するよう努め、生徒、教職員、地域、保護者等が参画し多様な観点から授業の評価・検証を行う。

②教育課程

- ・学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成し、学校の具体的な教育目標を設定する。その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てる。
- ・編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導する。
- ・教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保し、生徒や各学校の実態に基づき、行事の精選等を行うなど、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行う。

③学習評価

- ・教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、多面的・多角的な評価の適切な実施を図る。
- ・学習評価の妥当性・信頼性を高める為、府作成の資料等の活用や組織的な検証改善の取り組みを進める。
- ・指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行う。
- ・通知表は、指導要録との整合性を図り、生徒の学習意欲を向上させるものし、保護者の理解を得るよう努める。

④学習規律、授業規律

- ・授業に臨む姿勢を大切にし、チャイムと共に授業を開始する。
- ・「声のものさし」の徹底、あたたかな聴き方とやさしい話し方等、学びの姿勢と周りへの配慮を身につける。
- ・「枚方スタンダード」の徹底と及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立する。

⑤自学自習力の育成

- ・家庭学習の定着に向け、「学習のてびき」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取り組みの充実等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取り組みを実施する。

⑥校内研究・研究指定校の取組

- ・校内研究に外部の有識者、地域人材、小学校や幼稚園等の就学前施設とも連携し、授業力向上、授業改善を図る。また、「Hirakata授業スタンダード」並びに蹊田中学校グランドデザインに基づき、授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校の公開授業・研究協議会に積極的に参加する。同じく、小中連携推進校(外国語)として取り組みの成果を広めていく。

⑦情報活用能力の育成

- ・全ての教員が端末等を効果的に活用して授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。
- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること等、生徒の情報モラルの育成に努める。

⑧英語教育

- ・「CAN-DOリスト」を生徒に示し活用し、4技能(5領域)をバランスよく指導し評価の充実を図る。
- ・小中連携推進(外国語)学校の取り組みを活かし、小学校から中学校への円滑な接続に留意し、指導する。

⑨環境教育

- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。「S-EMS」との関連も図る。

⑩読書活動の推進

- ・朝読書、並行読書、ビブリオバトルなどの読書活動や総合的な学習の時間での調べ学習の実施等、策定した年間計画に則って司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進する。

(2) 生徒指導の充実

① 校内生徒指導体制の確立

- ・生徒指導主事は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たす。各学年の生徒指導担当は、学年の生徒の状況を各教職員からの情報等を集約し、必要に応じて学級担任を中心として組織的対応を行うべく生徒指導主事に報告、連絡、相談を行いより機能的な生徒指導体制の充実に努める。
- ・安全・安心な教育環境の充実に努める為、日頃から生徒の言動、状況等生活実態を把握するなどを通して、学級、学年の集団作りと、生徒の豊かな人格形成、自己指導能力の育成等、生徒の成長を促す指導を推進する。
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生時、一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施等、組織的な対応を行う。
- ・生徒指導主事が中心となり、小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めるとともに専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。

② 生徒の規範意識の醸成

- ・「挨拶のできる習慣作り」、「時間を守る意識を持つ」、「きれいなで落ち着いた学習環境の大切さ」を教職員全員で共有し、人・時・物を大切にすることを育て、規範意識と自己指導能力の育成に努める。
- ・生徒会等の自治活動の活性化を進め、自尊感情を高める取り組みを実施する。
- ・自尊感情や自己肯定感を高める取り組みを推進する。

③ いじめの防止

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
- ・生徒、保護者からいじめについて相談があった場合や発見・通報を受けた場合は、教職員は、一人で抱え込むことなく「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、当該組織を中心に、速やかにいじめの事実に向き合い生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴し、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめが生じた場合は、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応する。また、SC、SSW、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ・すべての生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取り組みとなっているかを常に点検し生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。

④ 不登校生徒への支援

- ・日々の学校生活において、生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりができるようにし、未然防止に努める。
- ・不登校生徒及び不登校の兆しのある生徒に対し、機を逃さず家庭訪問をするなどきめ細やかで適切な対応を図り社会的自立に向けて取り組みを進める。
- ・不登校生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、卒業後の主体的な進路選択への支援にも努めるとともに、生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実情に応じた適切な支援を行う。

⑤ 体罰根絶

- ・体罰の根絶について、日々の実践を再点検し、正しい生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深める。

⑥ その他

- ・タブレット端末等の効果的な活用を進めるためにも情報活用能力(情報リテラシー)を育成と情報モラルの育成に努め、その有用性・危険性を理解させ、正しくネットを使い、適切な使用時間を守る等、自ら対処できる力を育成する。外部講師を招聘する等学ぶ機会をえて、SNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行う。被害・加害から生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。
- ・校則の内容は生徒の人権に配慮し、生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直していく。

(3) 支援教育の充実

①校内体制の充実

- ・人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営、教職員研修の実施、支援学級担任と通常の学級担任が連携等、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ・通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提にすべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図り、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、全校的な支援体制を確立する。
- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ・教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取り組みを進める。
- ・医療的ケアが必要及び基礎疾患がある等、重症化リスクの高い生徒に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

②教育課程の充実

- ・支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意し、障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、支援学級において実施する特別な教育課程として必ず自立活動を編成し、自立活動の充実、各教科の目標や内容を発達段階に応じて他学年の教科の目標や内容に替える等、当該生徒の実態に応じた教育課程の編成、指導方法の工夫や改善に努め実施する。
- ・支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努め、また、支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図る。

③個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用、個に応じた指導を充実させる。
- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある生徒の指導にあたり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努める。尚、個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記等、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進・効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図る。
- ・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努める。

④通級指導教室

- ・通級指導教室での指導・支援について趣旨を踏まえ、適切な教育課程の編成に努める。通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る

⑤「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

- ・全教職員は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。

(4) 心の教育の充実(道徳教育、人権教育、平和教育等)

①道徳教育

- ・道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び「道徳科」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成する。また、それぞれの学年で学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導する。
- ・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら進める。
- ・評価については、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をする。
- ・「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」等、心の育成やあいさつ運動の取組について、道徳科その他の学校の教育活動を通じて推進する。

②人権教育

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう努める。生徒が自尊感情を持ち、互いを慈しむことができるよう、すべての教職員が人権に関する知的理解を深め人権感覚を身につけるための研修を組織的・計画的に進め、教職員一人一人が豊かな人権意識・感覚を持って人権教育を推進する。
- ・教職員自ら、人権意識を絶えず高めるよう心掛け、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。その際、差別等を受けた生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努める。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、枚方市の「防止指針」の徹底を図る。また、「性的志向・性自認」をからかいやいじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを教職員が十分認識し生徒に指導する。
- ・人権及び人権課題に関して、世界の状況を踏まえつつ、正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。
- ・性的マイノリティとされる生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努める。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進の為、関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- ・児童虐待への認識を深め、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたとと思われる生徒が安心して学校生活を送れるよう、関係機関と連携を取りながら教職員間での情報共有を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供し、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合、理由に関わらず休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をする。

(5) 進路指導の充実

①キャリア教育

- ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立し、進学や就職に関するガイダンス機能の充実、3年間を見越したキャリア教育の推進に努める。
- ・小学校と連携し、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができる「キャリア・パスポート」等のポートフォリオ的な教材の活用を図る。

②卒業後を見据えた進路指導

- ・きめ細やかな情報提供をはじめ、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう努める。生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、活用できるよう適切に指導する。

(6) 健康安全教育の充実と危機管理の徹底

- ・全国体力・運動能力テストを指標にし、課題となった事項について改善に努める。
- ・食に関する指導を教育課程に位置付け、健康についての指導を充実させる。食物アレルギー疾患の対応については、ガイドラインや手引き等を活用し、生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルの策定と教職員の情報共有及び事故防止に努める。
- ・年1回以上、学校保健委員会(委員に保護者を含む)を開催する。
- ・運動器具の点検を定期的に行い、事故を未然に防ぐ。
- ・危機管理体制を確立し、「生活安全」「交通安全」「防災安全」等の安全教育に努める。

(7) 教職員の服務規律の徹底等

①服務規律の徹底

- ・教職員は、条例・規則で定められた勤務時間を遵守し、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるようにする。職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守し、生徒等の個人情報に適正に管理する。体罰、教職員間及び生徒に対するセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントは、重大な人権侵害であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人が徹底する。教職員の不適切な言動が疑われる場合には、お互いに声をかけあい、各主任や管理職への報告が適切に行われる組織体制を構築する。
- ・地方公務員法・教育公務員特例法等の法令を遵守する。教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚

し、常に自己研鑽に励む。教職員として、言動・服装等に留意し、職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守し、生徒等の個人情報等を適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動する。

・倫理観の確立に努め、生徒、保護者、地域からの信頼を損なわないよう常に意識をする。

②業務改善

・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立てるよう学校教育の水準を維持・向上しつつ、校内の状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取り組みと健康管理を徹底する。

・教職員一人一人の意識改革を推進し、教職員の「働き方改革」に取り組む。

・労働安全衛生法に則り、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図り、教職員の労働安全衛生における意識を高めるため、教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組の推進と勤務時間管理及び健康管理を徹底する。

(8) 校内組織の活性化

・運営委員会が中心となり、基本的な方針に則り、学校全体の連絡調整を図る。

(9) 地域との連携の充実

・学校からの情報発信を行い、地域コミュニティ、地域教育協議会など地域の関係機関と連携する。